年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

群馬国民年金 事案 485

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年6月まで

高校卒業後、自宅で織物業に従事したが、その時一緒に仕事をしていた姉はきちんと国民年金保険料が納付されている。家族の加入手続や保険料納付は父が行い、両親は国民年金制度発足当時から加入している。結婚し、国民年金手帳を父から渡されたとき「嫁に出す人間だから、相手に迷惑は掛けられないので、保険料はきちんと納付してあるから心配無い」と父に言われた。姉や弟が納付されているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、家族の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたと申述しているところ、事実、申立人の両親については国民年金発足当時から、また、姉については 20 歳到達時から国民年金に加入している上、国民年金保険料の納付についても、その母親の加入当初に若干の未納はあるものの、その父親及び姉には保険料の未納が無いことから、家族の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親の国民年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の申立期間について、家族の国民年金保険料を納付していたとするその父親は保険料を納付している上、その母親及び姉についても申立期間の保険料は納付されていることから、家族と同様に父親が保険料を納付していた申立人の保険料のみが、未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は昭和 45 年7月から国民年金保険料を納付しているが、

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 47 年 2 月の時点で、45 年 7 月から 46 年 3 月までは過年度納付が行われたと推認されることから、申立期間についても過年度納付が行われた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 486

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月、同年11月から同年12月までの期間、平成2年10月及び3年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年6月まで

② 昭和58年7月

③ 昭和58年11月及び同年12月

④ 昭和59年4月から60年3月まで

⑤ 昭和60年4月から平成元年5月まで

⑥ 平成2年10月

⑦ 平成3年6月

昭和63年11月に離婚し、しばらくしてから現年度分の国民年金保険料1か月分と過去の保険料の2か月分とを併せて3か月分の保険料を毎月銀行で納付していた。

平成6年4月に氏名変更のため市役所に行ったときに、国民年金課ですべて保険料を追納し完納したことを確かめた。申立期間が免除や未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申請免除及び未納の期間について、離婚してしばらくして から、毎月、国民年金保険料を過年度納付及び追納したと主張している ところ、事実、平成元年6月分の保険料を3年7月に過年度納付したの を始めとし、その後は、ほぼ毎月保険料の納付を行っている。

また、申立期間②、③、⑥及び⑦について、その前後の期間は国民年金保険料を継続して過年度納付及び追納しており、当該期間についても納付済期間と同様に納付書が発行されていることが確認できることから、申立期間②、③、⑥及び⑦の1か月若しくは2か月という短期間の保険

料だけを未納にしておくのは不自然である。

2 一方、申立期間①及び⑤については、申請免除の期間ではなく、また申立人自身も国民年金保険料の納付を始めたのは昭和63年11月の離婚後であり、それ以前は保険料を納付したことが無いと申述している上、社会保険庁の納付記録からも、申立人は平成元年6月の保険料を3年7月に過年度納付したのが最初の保険料納付であることが確認できることから、同年7月の時点では、申立期間①及び⑤については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間④の免除期間について、国民年金保険料を納付書で銀行に納付していたと申述しているが、申立人の追納申出の記録では、申請免除となっていた昭和57年7月から59年3月までの期間の納付書が発行されている経過は確認できるが、申立期間④については追納申出がなされた経過はうかがえず、納付書が発行されていないものと推認される。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和58年7月、同年11月から同年12月までの期間、平成2年10月及 び3年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和 23 年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を600円にすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月30日から同年7月3日まで

(A社B部)

② 昭和26年3月31日から同年4月16日まで

(A社C支店)

申立期間①は、A社本店から同社C支店に異動となったものである。 また、申立期間②は同社同支店に昭和26年4月15日に退職するまで勤務していた。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社本店から提出された人事記録から判断すると、 申立人は同社B部及び同社C支店に継続して勤務(昭和 23 年 7 月 1 日に A社B部から同社C支店に異動)し、申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社B部における資格喪失時の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和23年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に

係る同年6月分の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合 又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、前述の人事記録によると、申立人は昭和 26 年 4 月 15 日まで A 社 C 支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保有しているA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和26年3月31日と記録されているところ、同日に同資格を喪失している同僚の人事記録における退職日も同年4月15日であることを踏まえると、同社同支店においては、人事記録に基づいて厚生年金保険に係る届出を行っていたことはうかがえず、同社同支店は、同年3月31日に資格喪失の届出を行ったことが推認できる。

また、A社本店は保険料控除について、「給与は月末の締めだが、支給は当月 22 日と前払であり、保険料は当月の給与からではなく、翌月の給与から控除している」と回答しており、申立期間②に係る厚生年金保険料は、申立人が受けた昭和 26 年 4 月 1 日から同年 4 月 15 日までの期間に係る最終の給与から控除されることとなるが、同社は申立期間②当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も最後に受けた給与明細書を保有していないことから、その事実を確認できないものの、前述の事業主による資格喪失に係る届出を踏まえると、申立期間②において、申立人の最終給与から厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年8月7日から 23 年5月 27 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(後のB社。現在は合併し、C社)における資格取得日に係る記録を 21 年8月7日、資格喪失日に係る記録を 23 年5月 27 日とし、申立期間の標準報酬月額を 21 年8月から 22 年5月までは 180 円、同年6月から 23 年4月までは 600 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から23年11月まで 履歴書に記載があるとおり、A社に昭和21年7月1日に入社し、23年11月まで勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者で あったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所が保管していた職員台帳によると、申立人の退職日は確認できないものの、入社日は昭和 21 年8月7日と記録されており、同様に同社の支所が保管していた申立人が同社に提出した退職願の日付は23年5月26日であることから、申立人が同社に21年8月7日から23年5月26日まで勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前述の職員台帳に記載されている申立期間に在籍していた申立人以外の従業員は、すべて厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、申立人と同職種の従業員で入社日が昭和21年4月1日から同年6月20日である8名は、すべて同年7月1日に被保険者資格を取得している一方、入社日が同年12月1日である同職種の従業員は、同日に被保険者資格を取得していることから、事業主は申立人と

同職種の従業員について、同年7月1日にまとめて厚生年金保険に加入させた後は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと考えられ、申立人は、同年8月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得すべき従業員であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 21 年8月7日から 23 年5月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同世代の同僚の記録から、昭和21年8月から22年5月までは180円、同年6月から23年4月までは600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、当該事業所は不明と回答しているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 21 年8月から 23 年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 21 年 7月 1日から同年 8月 6日までの期間について、申立人が提出している履歴書には、当該事業所に同年 7月 1日に入社したことが記載されているが、前述の職員台帳において、同年 6月 20 日に入社したことが確認できる従業員は「申立人は私の数か月後に入社したと思う」と証言しており、申立人自身もこの従業員の 1 か月ほど後に入社したと記憶していることから、申立人が同事業所に同年 7月 1日に入社した事情はうかがえない。また、退職願が提出された翌日である 23 年 5月 27日から同年 11月までの期間について、申立人は「すぐに退職させてもらえず、後任に数か月仕事の引継ぎを行った」と申述しているものの、同事業所に退職日を確認できる資料は残っておらず、同僚からも申立人が当該期間に勤務していたことの明確な証言を得られないことから、申立期間のうち 21 年 7月 1日から同年 8月 6日までの期間及び 23 年 5月 27日から同年 11月までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 487

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年1月から 54 年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から54年1月まで

平成 20 年にねんきん特別便が2回届いたので、何か意味があるものと思い、記録照会をしたところ、申立期間の国民年金の加入記録が無いとの回答を得た。国民年金手帳が当初から交付されていないことが疑問点である。昭和 52 年1月から国民年金に加入し保険料を納付してきたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、昭和 52 年1月に国民年金に加入手続をし、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 54 年1月時点の前後合わせて5名の任意加入被保険者の取得日を確認したところ、申立人の4番前の番号は「54 年2月 15 日」、3番前の番号は「54 年2月 16 日」、2番前の番号は「54 年2月 16 日」、4番後の番号は「54 年2月 20 日」、5番後の番号は「54 年2月 20 日」と確認でき、任意加入被保険者としての申出年月日順かつ手帳記号番号順に払い出されていることから、申立人の手帳記号番号の払出年月日に不自然な点は見当たらない。

さらに、国民年金任意加入被保険者として加入する場合は、加入を申し 出た日をもって取得日とされているため、さかのぼって加入することはで きない上、申立人に対して申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い 出された形跡はうかがえないことから、昭和 52 年1月に任意加入被保険者としての加入手続が行われたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から35月11月ごろまで

昭和 33 年4月から 35 年 11 月ごろまでA社のB班に所属し、季節労働者としてダムの建設工事に従事していた。社会保険事務所の記録では、同社において厚生年金保険に加入したという記録は無いが、健康保険及び失業保険に加入していた記憶もあることから、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社のB班に所属し、季節労働者としてダムの建設工事に従事していたことは、申立人が記憶している同僚のうち2名からの証言により推認できるものの、勤務期間については、当該同僚及び申立人の記憶が曖昧であることから特定することができない。

また、申立人が所属していたB班の班長は、「季節労働者については、A社が全国の公共職業安定所を通して募集を行い、直接雇用していたが、季節労働者は最初から厚生年金保険の加入対象として雇われていなかった」と証言しているところ、A社も「人事記録台帳及び従業員名簿には申立人の氏名が無いため、申立人は当社の正社員ではなかったと思われる。また、いわゆる『班』に所属する労働者の方々については、当社C所長との雇用契約であり、給与支払は当社より行われていたが、これらの労働者は長期にわたる常備を前提とした契約ではないことから、当社において、いわゆる『社員』であるとの認識をしておらず、健康保険の加入手続は行ったものの、厚生年金保険についての加入手続は行っていなかった」と回答していることから、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない上、同社は申立期間以前から厚生年金保険とは一

体性の無いD国民健康保険組合に加入しており、同社も「『班』に所属する労働者が加入していた健康保険は、D国民健康保険組合である可能性が高い」と回答していることから、申立人の「健康保険証を使用した」という記憶をもって、厚生年金保険に加入していたことは推認できない。

さらに、申立人は「申立期間のうち雪が降る期間については、仕事ができず、失業保険を受給していた」との記憶から、厚生年金保険の加入を主張しているが、失業保険については、厚生年金保険の加入とは関連性が無いことから、失業保険制度の加入の記憶をもって、厚生年金保険に加入していたことは推認できない。

なお、申立人は前述の2名の同僚を含め、季節労働者として同様に当該事業所に勤務していた計3名の同僚の氏名を記憶しているが、このうち1名の同僚の同事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。一方、ほかの2名の同僚については、申立期間後である昭和36年6月からの同事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、前述のB班の班長は、これら2名について、「昭和36年6月ごろにA社の仕事で外国に派遣されており、自分も引率として行っている」と証言しており、申立人もこれら2名の同僚が外国に行ったことを記憶していることから、外国への派遣を契機として雇用形態が変わり、同事業所において厚生年金保険に加入した状況がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から23年3月3日まで 同僚から「A社に勤務していた当時の年金をもらっている」と聞かさ れたが、自分も一緒に勤務していたのは事実であるので、申立期間につ いて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人が所有している次の勤務先の職員台帳に記載されている職歴及び同僚等の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間を含む昭和 19 年 11 月 17 日から 23 年 3 月 31 日までの間において、厚生年金保険の被保険者資格を新たに取得した者は確認できないところ、申立人が挙げている複数の同僚についても、その被保険者資格取得日は 19 年 11 月 16 日以前若しくは 23 年 4 月 1 日となっており、同日に被保険者資格を取得した 38 名のうち証言が得られた 6 名全員が、同日より前から同事業所に勤務していたと申述していることを踏まえると、同事業所の事業主は、申立人の退職直後である同年 4 月 1 日時点において在籍していた職員をまとめて同日に厚生年金保険の被保険者とした事情がうかがえる。

また、申立人が「当時の年金をもらっている」と聞かされた同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立人と同様にA社における厚生年金保険被保険者記録は存在しないが、関連する別の事業所において昭和21年11月1日までの被保険者記録が確認できることから、当該同僚は当該関連事業所における被保険者記録をA社における被保険者記録と誤認していたものと考えられる。

なお、社会保険事務所が保有している前述の関連事業所に係る健康保険 厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番 号にも欠番は無いことから、申立人が当該関連事業所において厚生年金保 険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、A社は既に解散しており、後継事業所にも関連資料等が残されていないことから確認できないほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月16日から15年10月26日 平成10年8月20日から15年10月25日までA社に勤務していたが、 14年5月16日以降における厚生年金保険の加入期間が無い。同社にお ける勤務予定表もあり、勤務していたことは確かであるため、当該期 間においても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における勤務予定表及び同社が保管している申立人に係る「賃金台帳」から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格喪失後における申立期間においても、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の「賃金台帳」によると、申立人に対し、平成 10 年8月から 15 年 10 月までの給与の支払が行われており、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる 14 年 4 月までの給与からは厚生年金保険料が控除されているものの、申立期間である同年 5 月以降の給与からは厚生年金保険料が控除されていない。

このことについて、当該事業所に照会したところ、「申立人は、平成10年8月20日から15年9月30日まで当社に勤務していたが、勤務期間の途中から勤務日数が減少したことに伴い、雇用形態が正社員から臨時社員へと変わった」と回答しており、同様に同事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている資格喪失日は、平成14年5月16日と社会保険庁のオンライン記録どおりであることが確認できる上、申立人の同事業所における雇用保険被保険者の加入記録も社会保険庁の記録と一致していることから、事業主は、申立人の雇用形態の変更に伴い、各種保険制度の被保険者資格喪失の届出を行ったと考えられる。

また、申立人が居住する市における「国民健康保険加入履歴」に、申立 人が健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日付けで国民健 康保険の資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。